

# 誘導施設

令和5年4月1日に公表した新城市立地適正化計画における誘導施設は下表のとおりです。

表：誘導施設

都市機能の種類		都市拠点	副次都市拠点		施設の定義
		中心地区	野田地区	川田地区	
行政施設	本庁舎	●	—	—	・地方自治法第4条第1項及び新城市の事務所の位置を定める条例に規定する新城市役所
医療施設	病院	●	○	○	・医療法第1条の5第1項に規定される病院（愛知県東三河北部医療圏の基幹病院を除く）
商業施設	食料品スーパー	●	●	○	・食料品の販売の用に供する床面積が1,000㎡を超える施設
公共施設	福祉会館	●	●	—	・地方自治法第244条の2に規定する公の施設のうち福祉会館
	生涯学習施設	●	—	—	・地方自治法第244条の2に規定する公の施設のうち生涯学習施設
	保健センター	○	—	—	・地域保健法第18条に規定される市町村保健センター
	子育て支援センター	●	—	—	・児童福祉法第6条の3第6項に規定される地域子育て支援拠点事業を行う施設
	児童館	○	—	—	・児童福祉法第40条に規定される児童厚生施設
	図書館	●	—	—	・図書館法第10条に規定される図書館
	文化施設	●	—	—	・地方自治法第244条の2に規定する公の施設のうち文化施設（歴史、地理的要件等により誘導すべきでない施設については除く）
交流・子育て施設	○	—	—	・施設の詳細について検討が進んだ段階で追記予定	
その他の施設	銀行等	●	○	○	・出入金ができる銀行等の本店及び支店

【凡例】 ●：維持する施設 ○：誘導する施設